

草津市新型インフルエンザ等対策行動計画 改定案(素案)

- 素案では、対策時期ごとの比較をしやすいように、表形式で、「各対策項目の考え方および取組」を示しています。
- 最終的な計画は現行の市行動計画のような文章形式での策定を予定しており、「各対策項目の考え方および取組」の前に「新型インフルエンザ等対策の目的および基本的な考え方」や「新型インフルエンザ等対策実施上の留意点」等を記載予定です。

■草津市新型インフルエンザ等対策行動計画の目次(案)

目次

- 第1部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針等
 - 第1章 新型インフルエンザ等対策の目的および基本的な考え方
 - 第2章 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点 等
- 第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方および取組
 - 第1章 実施体制
 - 第1節 準備期
 - 第2節 初動期
 - 第3節 対応期
 - 第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
 - 第1節 準備期
 - 第2節 初動期
 - 第3節 対応期
 - 第3章 まん延防止
 - ...
 - 第4章 ワクチン
 - ...
 - 第5章 保健
 - ...
 - 第6章 物資
 - ...
 - 第7章 市民生活および経済の安定の確保
 - 第1節 準備期
 - 第2節 初動期
 - 第3節 対応期

改定案(素案)ではこの部分を
表形式でお示ししています。
(最終的な計画は文章形式で
策定を予定)

改定案(素案)の見方

第1章 実施体制

各対策項目の考え方

感染症危機は市民の生命および健康、市民生活や地域経済に広く大きな被害を及ぼすことから、市が危機管理の問題として取り組む必要がある。このことから、市および事業者、国、県等の多様な主体が相互に連携を図り、実効的な対策を講じていくことが重要である。そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集を行い、的確な施策判断と実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命および健康を保護し、市民生活および地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

第1節 準備期			第2節 初動期			第3節 対応期		
	所管	備考		所管	備考		所管	備考
1 市行動計画の見直し								
① 市は、特措法の規定に基づき、発生前から新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画およびマニュアルの策定を行い、必要に応じて見直しを行う。なお、行動計画の見直しの際は、必要に応じて有識者会議を設置するなど、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。	健康福祉部 関係部局	No.2						
2 実践的な訓練の実施								
① 市は、政府行動計画および県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。	総合政策部 健康福祉部 関係部局	No.1						
3 市の体制整備・強化						1 基本となる実施体制の在り方 (1) 対策の実施体制		
① 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するため、有事において縮小すべき業務と維持すべき業務を整理した業務継続計画の策定を行い、必要に応じて見直しを行う。【1-1】【3-2】【4-5】	総合政策部 その他全部局	No.2				市は、感染症の特徴に関する情報、感染状況や医療提供体制の逼迫状況、市民生活や社会経済活動に関する情報等を継続的に共有する。	総合政策部 健康福祉部 関係部局	県P.46 3-1-1①

【資料1】の課題・御意見に対応する取組は、赤字にし、対応する課題・御意見の番号を【●-●】で記載しています。

【備考】…取組の記載にあたり、参照したもの
No.● ⇒【参考資料1】「市町行動計画チェックリスト」の該当箇所
県P.●… ⇒滋賀県新型インフルエンザ等対策行動計画
(<https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/5551748.pdf>)の該当箇所

第1章 実施体制

感染症危機は市民の生命および健康、市民生活や地域経済に広く大きな被害を及ぼすことから、市が危機管理の問題として取り組む必要がある。このことから、市および事業者、国、県等の多様な主体が相互に連携を図り、実効的な対策を講じていくことが重要である。そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。

新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集を行い、的確な施策判断と実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命および健康を保護し、市民生活および地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

第1節 準備期			第2節 初動期			第3節 対応期		
	所管	備考		所管	備考		所管	備考
1 市行動計画の見直し								
① 市は、特措法の規定に基づき、発生前から新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画およびマニュアルの策定を行い、必要に応じて見直していく。なお、行動計画の見直しの際は、必要に応じて有識者会議を設置するなど、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。	健康福祉部 関係部局	No.2						
2 訓練の実施								
① 市は、政府行動計画および県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた訓練を実施する。	総合政策部 健康福祉部 関係部局	No.1						
3 市の体制整備・強化						1 基本となる実施体制の在り方 (1) 対策の実施体制		
① 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するため、有事において縮小すべき業務と維持すべき業務を整理した業務継続計画の策定を行い、必要に応じて見直しを行う。【1-1】【3-2】【4-5】	総合政策部 その他全部局	No.2				市は、感染症の特徴に関する情報、感染状況や医療提供体制の逼迫状況、市民生活や社会経済活動に関する情報等を継続的に提供・共有する。	総合政策部 健康福祉部 関係部局	県P.46 3-1-1①
② 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の育成に努める。【1-1】	健康福祉部 関係部局	No.2				市は、国や県の基本的対処方針に基づき、市が実施すべき必要な新型インフルエンザ等対策を協議、実施する。【3-2】	総合政策部 健康福祉部 関係部局	県P.46 3-1-1①
						③ 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。	総合政策部 その他全部局	県P.46 3-1-1④ 【保健】 No.27
4 県および市町、関係機関等の連携の強化								
① 市は県および関係市町、指定地方公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認、訓練を実施する。【1-2】【1-3】【2-10】【2-11】	総合政策部 健康福祉部 関係部局	No.3						
② 市は県および関係市町、指定地方公共機関とともに、新型インフルエンザ等の発生に備え、県内の業界団体等と情報交換等をはじめとした連携体制を構築する。【1-2】【1-3】【2-10】【2-11】	総合政策部 健康福祉部 関係部局	No.3						
						(2) 職員の派遣・応援への対応		
③ 市は、「対応期」の「1-(2)職員の派遣・応援への対応」に記載している特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行や応援の具体的な運用方法について、県と事前に調整を行う。【1-2】【1-3】	総合政策部 健康福祉部	県P.43 1-5④				市は、新型インフルエンザ等のまん延により、その全部または大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。	総合政策部	No.6

第1節 準備期			第2節 初動期			第3節 対応期		
	所管	備考		所管	備考		所管	備考
						市は、特定新型インフルエンザ等対策を実施するために必要があると認めるときは、他の市町または県に対して応援を求める。	総合政策部	No.6
			1 新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置					
			① 市は、国内外で新型インフルエンザ等の発生の疑いがある場合には、関係部局間で情報共有を行う。	総合政策部 健康福祉部 その他全部局	県P.44 2-1①			
			2 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置					
			① 国が政府対策本部を設置した場合や県が県対策本部を設置した場合において、市は、必要に応じて対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。	総合政策部 健康福祉部	No.4			
			② 市は、必要に応じて《準備期》の「3. 市の体制整備・強化」を踏まえ、必要な人員体制の整備・強化を図れるよう、全庁的な対応を進める。なお、業務の増大を想定し、早期の応援体制の構築を検討する。 【1-1】	総合政策部 健康福祉部 関係部局	No.4			
			3 迅速な対策の実施に必要な予算の確保			(3) 必要な財政上の措置		
			① 市は、新型インフルエンザ等の発生およびその可能性がある事態を把握した際には、国からの財政支援を活用するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。	総務部 関係部局	No.5	① 市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。	総務部 関係部局	No.7
						2 緊急事態措置の検討等について (1) 緊急事態措置の手続き		
						① 市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する。市は、市域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。	総合政策部 健康福祉部	No.8
						3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制		
						① 市は、政府対策本部および県対策本部が廃止されたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。	総合政策部 健康福祉部	No.9

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがあることから、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。
このため、平時から、市は市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を体系的に整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

第1節 準備期			第2節 初動期			第3節 対応期		
	所管	備考		所管	備考		所管	備考
1 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有 (1) 感染症に関する情報提供・共有								
① 市は、予防的対策として、平時から新型インフルエンザ等の予防およびまん延の防止に関する情報を市民、医療機関および事業者等に提供・共有する。なお、情報提供にあたっては、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策(換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等)、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などの情報について、市ホームページ等の各種媒体を利用し、わかりやすい提供・共有を行う。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染防止にも大きく寄与することについて啓発する。 【2-1】【2-2】【2-3】【2-4】	健康福祉部	県P.63 1-1-1						
② 保育施設や学校、職場等は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすく、また、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、市は、平時から、各施設に対し、感染症や公衆衛生対策について情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場をはじめ、こどもに対するわかりやすい情報提供・共有を行う。	環境経済部 健康福祉部 こども若者部 教育委員会 関係部局	県P.63 1-1-1						
(2) 偏見・差別の防止等に関する教育・啓発								
① 市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されないこと等について教育・啓発を行う。【2-7】	総合政策部 教育委員会 関係部局	県P.64 1-1-2						
(3) 偽・誤情報に関する啓発および正しい知識・情報の発信			3 偽・誤情報や偏見・差別等への対応			3 偽・誤情報や偏見・差別等への対応		
			① 市は、国や県から提供される、その時点で得られた科学的知見に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。【2-5】【2-6】	総合政策部 健康福祉部 関係部局	県P.67 2-3	① 市は、国や県から提供される、その時点で得られた科学的知見に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。【2-5】【2-6】	総合政策部 健康福祉部 関係部局	県P.69 3-1-3

第1節 準備期			第2節 初動期			第3節 対応期			
		所管	備考			所管	備考		
① 感染症危機において、偽・誤情報が流布し、さらにSNS等によって増幅されるインフォデミック(※信頼性の高い情報とそうでない情報が入り混じって不安や恐怖とともに急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況)の問題が生じ得ることから、市民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるよう、市は、各種媒体を活用し、偽・誤情報に関する啓発および正しい知識・情報の発信を行う。 【2-5】【2-6】		総合政策部 教育委員会 関係部局	県P.64 1-1-3	市は、感染症は誰でも感染する可能性があるものであって、感染者やその家族、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されないことや、法的責任を伴い得ることを啓発するとともに、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。 あわせて、偏見・差別等に関する情報を整理し、市民等に周知するとともに、感染症に関する人権侵害の相談窓口の設置等により、人権侵害の被害者等からの相談に迅速に対応できるよう努める。 【2-5】【2-6】		総合政策部 教育委員会 関係部局	県P.67 2-3	市は、感染症は誰でも感染する可能性があるものであって、感染者やその家族、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されないことや、法的責任を伴い得ることを啓発するとともに、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。 あわせて、偏見・差別等に関する情報を整理し、市民等に周知するとともに、感染症に関する人権侵害の相談窓口の設置等により、人権侵害の被害者等からの相談に迅速に対応できるよう努める。 【2-5】【2-6】	
2 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等 (1) 情報提供・共有について				1 情報提供・共有について				1 情報提供・共有について	
① 市は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて市民等へ情報提供・共有する内容について整理する。 また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。 【2-1】【2-2】		総合政策部 健康福祉部 関係部局	県P.64 1-2-1①	市は、準備期にあらかじめ整理された方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、県等から提供された新型インフルエンザ等の特性、発生状況、有効な感染防止対策について、当該感染症に関する全体像がわかるよう、情報提供・共有を行う。 その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。 また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。 【2-1】【2-2】		総合政策部 健康福祉部 関係部局	県P.66 2-1①	市は、準備期にあらかじめ整理された方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、県等から提供された新型インフルエンザ等の特性、発生状況、有効な感染防止対策について、当該感染症に関する全体像がわかるよう、情報提供・共有を行う。 その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。 また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。 【2-1】【2-2】	
				市は、市民等の情報収集の利便性向上のため、必要に応じて市ホームページトップ画面に特設メニューを設置する。 【2-9】		総合政策部	県P.66 2-1②	市は、初動期に設置した市ホームページトップ画面への特設メニューを活用し、市民等の情報収集の利便性向上に努める。 【2-9】	
② 市は、新型インフルエンザ等の発生時に関係機関等に対し、既存のネットワーク等を通じて情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、あらかじめ双方方向の情報提供・共有の在り方を整理する。 【2-8】		総合政策部 健康福祉部 関係部局	県P.65 1-2-1③	市は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、関係機関など既存のネットワーク等を通じた情報提供・共有を行う。 【2-8】		総合政策部 健康福祉部 関係部局	No.3	市は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、関連機関など、既存のネットワーク等を通じた情報提供・共有を行う。 【2-8】	
③ 市は、有事において、新型インフルエンザ等の患者等に関する情報はじめ、必要と認める情報を、県から円滑に提供を受けられるよう、当該情報連携にかかる具体的な手順についてあらかじめ県と共有する。 【2-8】		総合政策部 健康福祉部 関係部局	No.1 No.12						
				市は、県からの情報提供に基づき、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法等について市民等に周知を行う。 【2-10】		健康福祉部	No.7	市は、県からの情報提供に基づき、地域の医療提供体制や、相談センターおよび受診先となる発熱外来の一覧等を含め医療機関への受診方法等について市民等に周知する。 【2-10】	

第1節 準備期			第2節 初動期			第3節 対応期		
	所管	備考		所管	備考		所管	備考
(2) 双方向のコミュニケーションに向けた取組の推進			2 双方向のコミュニケーションの実施			2 双方向のコミュニケーションの実施		
① 市は、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に生かす方法等を整理する。【2-9】	総合政策部 健康福祉部 関係部局	県P.65 1-2-2①	① 市は、コールセンター等に寄せられた意見の把握等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。【2-9】	総合政策部 健康福祉部 関係部局	県P.67 2-2①	① 市は、コールセンター等に寄せられた意見の把握等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。【2-9】	総合政策部 健康福祉部 関係部局	県P.69 3-1-2①
② 市は、新型インフルエンザ等の発生時に、市民等からの一般的な問い合わせに対応できるよう、国・県からの要請に基づき、コールセンター等を設置する準備を進める。【2-9】	健康福祉部 関係部局	No.2	② 市は、ホームページにQ&A等を掲載するとともに、国・県からの要請を受けてコールセンター等を設置する。コールセンター等に寄せられた質問事項等を整理し、情報提供・共有する内容に反映する。【2-9】	総合政策部 健康福祉部 関係部局	No.4	② 市は、ホームページのQ&A等を改定するとともに、必要に応じてコールセンター等の体制を見直す。コールセンター等に寄せられた質問事項等を整理し、情報提供・共有する内容に反映する。【2-9】	総合政策部 健康福祉部 関係部局	No.6
③ 市は、市民等が理解しやすい情報提供・共有を行うため、リスクコミュニケーションの取組を推進するとともに、手法の充実や改善に努める。【2-9】	総合政策部 健康福祉部 関係部局	県P.65 1-2-2③						
						4 国・県のリスク評価に基づく方針の決定・見直しにかかる対応 (1) 封じ込めを念頭に対応する時期		
						① 国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階には、封じ込めを念頭に、感染拡大防止を徹底することが考えられる。その際、市民等の不安が高まり、感染者等に対する偏見・差別等が助長される可能性があることから、市は、改めて、偏見・差別等が許されないことや感染症対策の妨げにもなること、また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与すること、国が国民等に不要不急の外出や都道府県間の移動等の自粛を求める際には、それらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること、事業者においても速やかな感染拡大防止対策の取組が早期の感染拡大防止に必要であること等について、国や県から提供される情報に基づき、情報提供・共有を行う。	総合政策部 健康福祉部 関係部局	県P.70 3-2-1
						(2) 病原体の性状に応じて対応する時期 ① 病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明		
						病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)を踏まえたリスク評価の大括りの分類に基づき、感染拡大防止措置等が見直されることが考えられる。その際、市民等が適切に対応できるよう、その時点で把握している科学的知見等に基づく感染拡大防止措置等について、従前からの変更点や変更理由等を含め、国や県から提供される情報に基づき、情報提供・共有を行う。	総合政策部 健康福祉部 関係部局	県P.70 3-2-2-1
						② こどもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明		
						病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や市民等への協力要請の方法が異なり得ることから、当該対策を実施する理由等について、国や県から提供される情報に基づき、情報提供・共有を行う。	総合政策部 健康福祉部 関係部局	県P.70 3-2-2-2

第1節 準備期			第2節 初動期			第3節 対応期		
	所管	備考		所管	備考		所管	備考
						(3) 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期		
						ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下することおよび新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策へと移行していく段階では、平時への移行に伴い留意すべき点(医療提供体制や感染対策の見直し等)について、情報提供・共有を行う。 ① また、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる層がいることが考えられるため、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。	総合政策部 健康福祉部 関係部局	県P71 3-2-3

第3章 まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活および社会経済活動への影響を最小化することを目的とする。特に、市民の生命および健康を保護するため、有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが求められ、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。このため、有事において国のまん延防止等重点措置や緊急事態措置、県のまん延防止対策を鑑み、本市におけるまん延防止対策を実施するとともに、措置等による社会的影響を緩和するため、市民や事業者の理解促進に取り組む。

第1節 準備期			第2節 初動期			第3節 対応期		
	所管	備考		所管	備考		所管	備考
1 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等			1 市内でのまん延防止対策の準備			1 まん延防止対策の内容 (1) 基本的な感染対策にかかる要請等		
			① 市は、国からの要請に基づき、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。	総合政策部	No.3			
① 市は、市行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策において想定される対策の内容やその意義について周知啓発を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命と健康を保護するためには市民一人一人の感染対策への協力が重要であることや、平時からの感染症対策の必要性について理解促進や準備を図る。【2-3】【2-4】	総合政策部 健康福祉部	No.1				市は、市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を奨励し、必要に応じて徹底することを要請する。	総合政策部 健康福祉部 こども若者部 教育委員会 関係部局	県P.75 3-1-2-2
						(2) 市民に対する要請等		
② 市は、手洗い、換気、マスク着用等の咳エチケット、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないよう不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うことなどの有事の対応等について、平時から理解促進を図る。【2-3】【2-4】	総合政策部 健康福祉部 こども若者部 教育委員会 関係部局	No.1	② 市は、手洗い、換気、マスク着用等の咳エチケット、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないよう不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うことなどの有事の対応等について、周知を行う。【2-3】【2-4】	総合政策部 健康福祉部 こども若者部 教育委員会 関係部局	県、手引きなし。 現計画 P.17を参考	① 県が集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛や、都道府県間の移動自粛要請を行った場合、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないこと等の要請を行った場合は、市は、市民に対し外出自粛要請や、移動自粛要請についての周知を行う。	総合政策部 健康福祉部 関係部局	県P.74 3-1-2-1
③ 市は、まん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ等緊急事態における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進を図る。	総合政策部 健康福祉部 関係部局	県P.72 1-1③						
						(3) 事業者に対する要請等		
						① 市は、事業者に対して、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、従業員に基本的な感染対策等を奨励し、または徹底することを協力要請する。また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診を奨励すること、出勤が必要な者以外のテレワーク、こどもの通う学校等が臨時休業等をした場合の従業員への配慮等を協力要請する。	総合政策部 環境経済部 健康福祉部 関係部局	県P.76 3-1-3-5 ①
						② 市は、国および県からの要請に基づき、関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。	健康福祉部	No.5

第1節 準備期			第2節 初動期			第3節 対応期		
	所管	備考		所管	備考	(4) 学校等に対する要請等	所管	備考
						市は、感染状況、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行う。 ① また、市は、地域の感染状況等に鑑み、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に基づく臨時休業(学級閉鎖、学年閉鎖、または休校)等を学校・保育施設等の設置者に要請する。	総合政策部 健康福祉部 こども若者部 教育委員会	No.6

第4章 ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。
このため、市は、医療機関や事業者、関係団体等とともに平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。

第1節 準備期			第2節 初動期			第3節 対応期		
	所管	備考		所管	備考		所管	備考
1 ワクチンの接種に必要な資材等について (1) ワクチンの接種に必要な資材			1 ワクチンの接種に必要な資材等について			1 ワクチンの接種に必要な資材等について		
市は、平時から予防接種に必要となる資材等の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。	健康福祉部	No.2	① 市は、準備期において必要と判断し準備した資材等について、適切に確保する。	健康福祉部	No.9 No.29			
(2) ワクチンの流通にかかる体制の整備								
① 市は、ワクチンの円滑な流通を可能とするため、県との連携の方法および役割分担について協議の上、県におけるワクチンの流通体制の構築に協力する。[4-1]	健康福祉部	No.3						
(3) ワクチンの供給体制								
① ワクチンを供給するにあたって、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる場合に備え、市は、適宜、事業者の把握に努める。	健康福祉部	No.22						
② 市は、管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。	健康福祉部	No.22				市は、国からの要請を受け、ワクチンの流通、需要量および供給状況の把握について、「準備期」で想定したワクチンの供給体制を踏まえて行い、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないよう、また、接種実施医療機関等の接種可能な量となるように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。	健康福祉部	No.34
						市は、国からの要請を受け、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行い、管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。	健康福祉部	No.34
(4) 特定接種の基準に該当する事業者の登録等								
① 市は、国が進める特定接種にかかる事業者の登録について、周知に協力する。	総合政策部 健康福祉部 関係部局	No.4						
2 ワクチン接種体制の構築 (1) 接種体制			2 ワクチン接種体制の構築 (1) 接種体制			2 接種体制		
① 市は、新型インフルエンザ等の発生時に、迅速に特定接種または住民接種の実施が可能となるよう、定期接種も含めた予防接種の目的や制度の仕組みを住民に正確に伝え、理解を得るよう努める。	健康福祉部	No.5						
② 市は、医師会等と連携し、医療従事者、接種場所、接種に必要な資材等の確保など接種体制の構築に向けた検討を行う。[4-2]	健康福祉部	No.5	① 市は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等接種体制の構築を行う。	健康福祉部	No.10	① 市は、「初動期」に構築した接種体制に基づき接種を行う。	健康福祉部	No.11
						市は、新型インフルエンザ等の流行株が変異し、国の判断により追加接種を行う場合においても、混乱なく円滑に接種が進められるように国や県、医療機関と連携して接種体制の継続的な整備に努める。	健康福祉部	No.11

第1節 準備期			第2節 初動期			第3節 対応期		
	所管	備考		所管	備考		所管	備考
(2) 特定接種			(2) 特定接種			2-1 特定接種 (1) 地方公務員に対する特定接種の実施		
① 市は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう接種体制の構築を図る。	健康福祉部	No.6	① 市は、医師会等の協力を得て、その接種に必要な医療従事者の確保を図る。	健康福祉部	No.30	国が、特定接種を実施することを決定した場合において、市は、国や県と連携し、国が定めた具体的な運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる職員に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。	総合政策部 環境経済部 健康福祉部	No.12
(3) 住民接種			(3) 住民接種			2-2 住民接種 (1) 予防接種の準備		
			市は、接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。	健康福祉部	No.31	① 市は、国および県と連携して、接種体制の準備を行う。	健康福祉部	No.13
			接種の準備にあたっては、平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、全庁的な実施体制の確保を行う。	総合政策部 健康福祉部	No.31			
						(2) 予防接種体制の構築		
① 市は、平時から以下(ア)から(ウ)までのとおり、迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。								
(ア)市は、国や県等の協力を得ながら、市域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。	健康福祉部	No.7						
(イ)市は、円滑な接種の実施のため、国のシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する市以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。	健康福祉部	No.7						
(ウ)市は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や接種の具体的な実施方法について準備を進める。【4-3】	健康福祉部 教育委員会 関係部局	No.7	③ 市は医師会等の協力を得て、その接種に必要な医療従事者の確保を図るとともに、医師会、近隣市町、医療機関、健診機関等と接種会場の確保について協議を行う。	健康福祉部	No.31	市は、国からの要請を受けて、《準備期》および《初動期》に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。	健康福祉部	No.14
			④ 市は、高齢者施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、県、医師会等の関係団体と連携する。	健康福祉部	No.31	市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設、社会福祉施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。	健康福祉部	No.16
			⑤ 市は、医療機関等以外の臨時的接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討し、医療従事者以外の運営委員の確保を進める。	健康福祉部	No.32			

第1節 準備期			第2節 初動期			第3節 対応期		
	所管	備考		所管	備考		所管	備考
3 情報提供・共有			3 情報提供・共有			(3) 接種に関する情報提供・共有		
① 市は、予防接種の目的や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行う。【4-4】	健康福祉部	No.8	① 市は、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性および安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報についてホームページやSNS等を通じて情報提供・共有を行い、住民の理解促進を図る。【4-4】	健康福祉部	No.8	① 市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、接種に関する情報提供・共有を行う。	健康福祉部	No.15
② 市は、定期予防接種の実施主体として、医師会等の関係団体との連携の下、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済および住民への情報提供等を行う。【4-4】	健康福祉部	No.26				② 市は、接種を希望する者が、接種機会を逸することのないよう、適切に接種勧奨および周知・啓発を行う。	健康福祉部	No.36
						(4) 接種記録の管理		
						市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該 ① 接種にかかる記録を閲覧できるよう、国が整備するシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。	健康福祉部	No.17
						3 副反応疑いの報告等 (1) ワクチンの安全性にかかる情報の収集および提供		
						① 市は、ワクチンの安全性について、国や県から提供される予防接種後の副反応疑い報告や最新の科学的知見、海外の動向等を基に、適切な安全対策や市民等への適切な情報提供・共有を行う。【4-4】	健康福祉部	No.18
						(2) 健康被害に対する速やかな救済		
						① 市は、予防接種法に基づく予防接種の実施により健康被害が生じたと認定した者について、予防接種健康被害救済制度に基づき、住民接種の場合、給付の実施主体として給付を行う。なお、特定接種の場合は、特定接種の実施主体が給付の実施主体として給付を行う。【4-4】	健康福祉部	No.37
						② 市は、予防接種健康被害救済制度について、被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。【4-4】	健康福祉部	No.19 No.37
						4 情報提供・共有		
						① 市は、自らが実施する予防接種に係る情報(接種体制、各種相談窓口、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等)に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について、住民への周知・共有を行う。【4-4】	健康福祉部	No.20 No.38 No.39 No.40

第5章 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なり、県は、住民の生命および健康を守るため、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施する。特に、感染症有事には、圏域ごとに情報収集・分析を実施し、それぞれの地域の実情に応じた感染症対策の実施を担う。

このことから、市は、平時から県と連携し、迅速な情報共有と連携の基盤作りを行うとともに、有事においては県が行う感染症対応業務を支援・協力する。

第1節 準備期			第2節 初動期			第3節 対応期		
	所管	備考		所管	備考		所管	備考
1 連携体制の構築								
① 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、県を中心に、平時から保健所や近隣市町、感染所指定医療機関、消防機関等の関係機関・団体等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。	健康福祉部	県P.119 1-3-2①						
						1 県等が行う感染症対応業務との連携 (1) 健康観察および生活支援		
						① 市は、県が行う健康観察に協力する。【5-1】	総合政策部 健康福祉部	No.23 【情報】 No.14 No.16
						② 市は、県が行う要配慮者等への自宅療養体制の整備を支援するため、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供または物品の支給に協力する。【5-1】	総合政策部 まちづくり協働部 健康福祉部	No.23 【情報】 No.14 No.16
2 市民への情報提供・共有、リスクコミュニケーション			1 市民への情報提供・共有、リスクコミュニケーション			(2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション		
① 市は、国や県から提供された情報や媒体を活用しながら、地域の実情に応じた方法で、市民に対して情報提供・共有を行う。また、市民への情報提供・共有方法やコールセンター等の設置をはじめとする市民からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方などについて、あらかじめ検討を行い、有事において速やかに感染症情報を市民へ提供・共有できる体制を構築する。	総合政策部 健康福祉部 関係部局	県P.121 1-6	① 市は、国等が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の市民への周知、Q & Aの公表、市民向けのコールセンター等の設置等を通じて、市民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向のコミュニケーションを行い、リスク認識や対策の必要性を共有する。	総合政策部 健康福祉部 関係部局	県P.125 2-3②			
						① 市は、新型インフルエンザ等の発生状況等に対する市民の理解促進を図るために必要な情報を県と共有する。	健康福祉部	県P.126 3-1③
						② 市は、感染が拡大する時期にあっては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などの対策について、市民に対し情報提供・共有を行う。	健康福祉部	県P.130 3-2-7①

第6章 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、所掌事務や新型インフルエンザ等対策業務の円滑な実施が滞り、市民の生命および健康や市民生活への影響が生じることを防ぐことが重要である。そのため、市は、感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

第1節 準備期			第2節 初動期			第3節 対応期		
	所管	備考		所管	備考		所管	備考
1 感染症対策物資の備蓄								
① 市は、その所掌事務または業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。なお、上記の備蓄については、草津市地域防災計画で定める物資および資材の備蓄と相互に兼ねることができる。 【3-1】【6-1】【6-2】	総合政策部 健康福祉部	No.1						
② 市は、社会福祉施設に対して、可能な限り必要な感染症対策物資等の備蓄・配置に努めるよう呼びかける。 【6-1】【6-2】	健康福祉部	県P.135 1-2⑥						

第7章 市民生活および経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命および健康に被害が及ぶとともに、市民生活および社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、市は新型インフルエンザ等発生時に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨する。

新型インフルエンザ等の発生時には、市は、市民生活および社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。また、事業者や市民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

第1節 準備期			第2節 初動期			第3節 対応期		
	所管	備考		所管	備考		所管	備考
1 情報共有体制の整備								
① 市は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、庁内および関係機関との連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。	総合政策部 健康福祉部 その他全部局	No.1						
2 支援の実施にかかる仕組みの整備								
① 市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施にかかる行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを活用するなど、適切な仕組みの整備を行う。【7-3】	全部局	No.2						
3 物資および資材の備蓄								
① 市は、その所掌事務または業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。なお、上記の備蓄については、草津市地域防災計画で定める物資および資材の備蓄と相互に兼ねることができる。【6-1】【6-2】	総合政策部 健康福祉部	No.3						
② 市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。【6-1】【6-2】	総合政策部 健康福祉部	No.3						
						1 市民の生活の安定の確保を対象とした対応 (1) 心身への影響に関する施策		
						① 市は、新型インフルエンザ等および新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策(自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等)を講ずる。	健康福祉部 こども若者部 教育委員会 関係部局	No.7
4 生活支援を要する者への支援等の準備			1 生活支援を要する者への支援等の準備			(2) 生活支援を要する者への支援		
① 市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等および支援を必要とすることものいる世帯への生活支援(見回り、介護、医療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者等の把握とともにその具体的手続を決めておくものとする。	総合政策部 まちづくり協働部 健康福祉部	No.4	① 市は、市域内での感染拡大に備え、高齢者、障害者等の要配慮者等および支援を必要とすることものいる世帯への生活支援(見回り、介護、医療、食事の提供等)について準備を行う。	総合政策部 まちづくり協働部 健康福祉部	現計画 P.21、 P.23	① 市は、必要に応じ、高齢者、障害者等の要配慮者等および支援を必要とすることものいる世帯への生活支援(見回り、介護、医療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行う。	総合政策部 まちづくり協働部 健康福祉部	No.8

第1節 準備期			第2節 初動期			第3節 対応期		
	所管	備考		所管	備考		所管	備考
						(3) 教育および学びの継続に関する支援		
						市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等を行った場合は、必要に応じ、教育および学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。 ①	教育委員会	No.9
						(4) 生活関連物資等の価格の安定等		
						市は、市民生活および経済の安定のために、物価の安定および生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占めおよび売惜しみが生じないよう、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。 ① 【6-1】【6-2】	環境経済部	No.10
						市は、国や県が生活関連物資等の価格の安定等のために実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口の充実を図る。 ② 【6-1】 【6-2】	環境経済部	No.10
						市は、生活関連物資等の価格の高騰または供給不足が生じ、または生じるおそれがあるときは、適切な措置を講ずる。 ③ 【6-1】【6-2】	環境経済部	No.10
5 火葬能力等の把握			2 遺体の火葬・安置			(5) 埋葬・火葬の特例等		
① 市は、県および近隣市町と連携し、火葬場の火葬能力および一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬または埋葬を円滑に行うための体制を整備する。	まちづくり協働部	No.5 No.14	① 市は、県を通じた国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が生じた場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。	まちづくり協働部	No.6	① 市は、遺体の搬送作業および火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設および遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保するものとする。	まちづくり協働部	No.11 No.15
						② 市は、県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町に対して広域火葬の応援・協力を行う。	まちづくり協働部	No.15
						2 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応 (1) 事業者に対する支援		
						市は、新型インフルエンザ等および新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営および市民生活への影響を緩和し、市民生活および経済の安定を図るため、その影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。 ①	全部局	No.12
						(2) 市民生活および経済の安定に関する措置		
						市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。 ①	上下水道部	No.13

第1節 準備期			第2節 初動期			第3節 対応期		
	所管	備考		所管	備考		所管	備考
						(3) 市民生活および地域経済活動に及ぼす影響を緩和するその他の支援		
						市は、本章の各支援策のほか、新型インフルエンザ等および新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた市民生活および地域経済活動への影響に対し、必要に応じた支援を行う。 ① 【7-1】【7-2】	全部局	県P.147 3-3-2